



発行 東京都

目次

○古物営業法による行政処分についての公開の聴聞……一

告 示（公）

- 開発行為に関する工事完了……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………一
- …（環境局総務部環境政策課）…一
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…二

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第352号
古物営業法（昭和24年法律第108号）第24条第1項の規定による行政処分について、同法第25条第1項及び第3項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和3年11月29日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 日時

令和3年12月7日（火曜日） 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の営業所の所在地及び名称

墨田区菊川三丁目13番3号K'sビル3階

株式会社アライム

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市分梅町二丁目九番三の 府中市分梅町二丁目三十番
一部、同番四、同番五、同番 地の四
九及び十番五の一部 三上 英一

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、国立印刷局王子工場整備事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和三年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

1 日時

令和三年十二月二十四日（金曜日）午前十一時開始

2 場所

東京都庁第二本庁舎一階 二庁ホール

新宿区西新宿二丁目八番一号

3 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和三年十二月十三日（月曜日）までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- (一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨（八百字以内）
- (四) 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三ー八〇〇ー 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載

載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前十時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十一月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名	ホームセンターコーナン江東深川店
二 店舗所在地	江東区深川一丁目六番二号
三 設置者名	三菱HCキャピタルプロパティ株式会社
四 設置者住所	千代田区丸の内一丁目六番五号
五 変更前の設置者名	MULプロパティ株式会社
六 変更後の設置者名	三菱HCキャピタルプロパティ株式会社
七 変更日	令和三年十月一日
八 届出日	令和三年十一月四日
九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十 縦覧期間	令和三年十一月二十九日から令和四年三月二十九日まで。ただし、

十一 縦覧時間

東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 勝美印刷株式会社
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 郵便番号 163-8001
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 郵便番号 113-0001
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

